

お知らせ

「個別労働紛争解決セミナー」の開催

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（「個別労働紛争」といいます。）が多くなっています。

本セミナーでは、事業主、企業の人事労務ご担当者を対象に、解雇・退職・雇止め等労働関係の終了に係るトラブルの未然防止、紛争解決への取組支援について、数多くの個別労働紛争の解決に携わってこられた北海道紛争調整委員会のおつせん委員による講演のほか、労働関係法令の解説、個別労働紛争に係るADR制度・機関の情報の提供を予定しています。

【日時】 2月2日（金）

13時30分～15時30分

【場所】 札幌第一合同庁舎

2階講堂

【定員】 150名

【参加費】 無料

※北海道労働局ホームページから本セミナーのリーフレットを印刷し、裏面の申込書に必要事項を記入の上、ファックスでお申込みください。

■お問い合わせ

北海道労働局雇用環境・均等部指導課
電話 011-709-23
11（内線3577）

全国一斉生活保護110番

生活保護に関する全国一斉の無料相談会を開催します。この機会にご利用ください。

【日時】 1月28日（日）

10時～16時

【専用電話番号（1月28日当日のみ有効）】

0120-052-088

※相談は無料、秘密は厳守します。

■お問い合わせ

釧路青年司法書士協議会

電話 0156-65-21

98

北海道森林管理局 国有林モニター募集

林野庁北海道森林管理局では、国民の皆様が国有林の役割や現状等をご理解いただくとともに、国民の幅広い意見を把握し、国有林野の管理経営に役立てるため、平成30・31年度の「国有林モニター」を募集します。

【依頼内容】

・国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答
・モニター会議・現地見学会への出席（旅費・宿泊費はこちらで負担します。ただし、国家公務員の旅費規程に基づく額を支給します。）
・国有林の管理経営に関する意見・提言などの提出
※林野庁や森林管理局の広報資料などを定期的にお送りします。

【応募資格】

北海道にお住まいで、国有林に関心のある満20歳以上（平成30年4月1日時点）の方

【募集期限・応募方法】

平成30年2月23日（金）（必着）

- ①氏名（ふりがな）②性別
- ③住所④郵便番号⑤生年月日
- ⑥職業⑦電話番号⑧国有林モニターを知ったきっかけ（○新聞、○〇のホームページなど）⑨応募理由（100字程度）をご記入の上、郵送・ファックス・メールのいずれかの方法でご応募ください。

【応募先】

住所 〒064-8537

札幌市中央区宮の森3条7

丁目70番

林野庁北海道森林管理局企

画課国有林モニター担当

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

- ◎1月9日（火） 13時～
- ◎1月15日（月） 13時～
- ◎2月5日（月） 13時～
- ◎2月15日（木） 13時～

■一般講習（1時間）

- ◎1月9日（火） 14時～
- ◎1月15日（月） 14時～
- ◎2月5日（月） 14時～
- ◎2月15日（木） 14時～

■違反講習（2時間）

- ◎1月25日（木） 13時～
- ◎2月9日（金） 13時～
- ◎2月23日（金） 13時～

■初回講習（2時間）

- ◎1月10日（水） 13時～

星野リゾートトマムスキー場 「リフト村民優待」をご利用ください

リフト村民優待証明書を発行しています。
利用される方は、役場企画商工課、トマム支所でお申込みください。

■お問い合わせ 企画商工課企画担当 電話 56-2124

「占冠村メール配信サービス」へのご登録をお願いします

登録すると、携帯電話やパソコンに、村の情報をメールでお知らせします。

登録は、shimukappu@e.bme.jpまたはQRコードを読み込み、空メールを送信し登録手続きを行います。

登録手順がわからないなど、お困りの際は担当までご連絡ください。

QRコード



■お問い合わせ 企画商工課企画担当 電話 56-2124

お知らせ

フックス 011-62

2-5194

Eメール h_kikaku@naf.fo.jp

■お問い合わせ

林野庁北海道森林管理局企
画課 国有林モニター担当
電話 011-622-5
228

アイスキャンドルナイ ト占冠2018

会場に約1,000個のアイスキャンドルが並び、占冠の夜を灯します。

ぜひ、寒さを楽しみにいらしてください。

日時 2月10日12時〜20時
場所 道の駅自然体感しむ
かっぱ

■お問い合わせ

NPO法人占冠・村づくり
観光協会
電話 39-8010

い 落水雪事故防止のお願い

毎年、沿線建物等からの落水雪による死傷事故が多く発生しています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されて

いると思いますが、冬期の通行を円滑にし、事故を無くすため、特に、次のことに注意するようお願いいたします

●落水雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、丈夫な雪止めを設置するようにしてください。

●既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等のさび、老朽化等による破損が原因で落水雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が見えられた際は早急に修繕するようにしてください。

●落水雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子ども等に十分注意するようにしてください。

●交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落水雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

●軒下を通行するときは、屋根からの落水雪に十分注意するようにしてください。

●軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。

●ビルの壁、窓枠、突出看板

等からの落水雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。

また、落水雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

■国道についてのお問い合わせ先

旭川開発建設部公物管理課
電話 0166-32-14
98

旭川開発建設部旭川道路事務所
電話 23-3171

旭川開発建設部士別道路事務所
電話 0166-61-01
36

旭川開発建設部
電話 0165-23-31
46

ご厚志に
感謝いたします。

中村 博さん(字占冠)から、平和体験学習の費用として使用していただきたいと、心温まるご寄付をいただきました。

占冠村

村営住宅等入居者募集のご案内

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)
※单身の方でも入居できます。
※連帯保証人が2名必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方。

- 家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。
- 入居可能日 概ね2月1日(木)
- 入居決定 入居者選考委員会の審査によります。
- 申込受付場所 産業建設課建築担当
トマム支所
- お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172

募集団地 ●受付期限 1月15日(月)

- 中央地区 2戸
- 中央団地 1戸
- 1LDK 1戸
- 2LDK 1戸
- トマム地区 1戸
- 第2トマム団地 1戸
- 3LDK 1戸

※トマム地区の子育て世帯向け賃貸住宅の入居者も募集しています。

3LDK 1戸

詳しくは、村ホームページでご確認ください。

皆様の入居をお待ちしています